

特許庁のシステム



こんにちは、ギコンくんです。このコーナーでは、特許庁での気になるトピックを紹介しています。今回は、特許庁のシステムにまつわる話をお届けします。



「コレじいさん、公式マスコットになるために特許庁の歴史を勉強していたのですが、一つ分からないことがあります！」

勉強を続けているのは感心じゃの！何が分からないのじゃ？

「特許庁は、平成2年から電子出願を導入したようですが、その頃インターネットはまだあまり広まってなかったんじゃないですか？どうやって電子出願を受け付けていたのですか!？」

うむむ、それは良い質問じゃな！

ギコンくんも知っていると思うが、特許庁は、特許行政の電子化を進める計画「ペーパーレス計画」を昭和59年に策定したんじゃ。今でこそ、どこもかしこも電子化が当たり前になっておるが、その当時は先進的な取組だったんじゃよ。そして、平成2年には、世界で初めてとなる電子出願システムを導入したんじゃが、当時はパソコンではなく専用端末と専用回線を利用したシステムだったんじゃ。今はすっかり見なくなったフレキシブルディスクを郵送してもらっての出願も受け付けておった。

その後、平成10年にパソコンを使った出願が出来るようになり、インターネットを使った出願が出来るようになったのは平成17年になってからじゃ。

「そうなんですね！知らなかったです！」

公式マスコットになりたいのなら、それくらいは知っておいた方が良いでしょう。特許庁のシステムには、電子出願システムのほかにも、出願を受け付けた後に審査の起案・決裁などを行う審査周辺システムや、審査に必要な先行技術文献や先行公知意匠を調査するための検索システムなどがあるのじゃ。システムを構築するコンピューターは厳重に警備されていると聞いておる。

「特許庁の業務を支える、とても重要なものだからですね〜。」

そのとおりじゃ。たとえ公式マスコットになったとしても、おそれと近づくとはいえないじゃろうな。

「うっかりプラグを引き抜いたりしたら大変ですからね！でも、日本中いつ巨大地震が来てもおかしくないといわれていますし、万一の事態が起きてシステムがダウンしちゃったら大変ですね。特許行政が機能しなくなっちゃうんでしょか……」

なかなか鋭い質問じゃが、それは、特許行政に限らず、首都機能が一極集中している我が国全体にイえる問題じゃのう。

「首都直下型地震によって首都機能が麻痺するなんてことも言われていますよね。」

そうじゃのう。首都機能の麻痺といえば、2.26事件のときも……。

「……2.26？」

おっと、すまんすまん、なんでもないわい。話は戻るが、システムを構築するコンピューターには免震装置が備えられておるし、出願日を確保するために重要な受付システムについては、バックアップセンターの構築が進められており、システムが二重化される予定なのじゃよ。このバックアップセンターによって、巨大地震などの事態がおきて一つのシステムが停止した場合であっても、インターネットを通じた手続きができない期間を極力発生しないようにして、出願の受付ができなくなってしまうなどということがないようになるんじゃよ。

「へ〜、そうなんですね！あ、勉強したらお腹がすいてきちゃいました。万一の事態が起きてダウンしちゃったら大変ですから、ご飯を食べに行ってきます！ありがとうございました。」

ほれ。走ると危ないぞ。相変わらずギコンくんは自由じゃのう。ともあれ、ギコンくんが公式マスコットに向けて努力を続けてくれていてよかったわい。

(文：特技懇編集委員会)



電子出願システム導入時の専用端末